

一般社団法人日本官能評価学会 資格認定委員会規程

(2023年1月28日改定)

第1条 (名称)

本委員会は、一般社団法人日本官能評価学会資格認定委員会と称する。

第2条 (目的)

本委員会は、JSSE 官能評価士 (JSSE Sensory Evaluation Specialist)、JSSE 上級官能評価士 (JSSE Senior Sensory Evaluation Specialist)、及び JSSE 専門官能評価士 (JSSE Professional Sensory Evaluation Specialist) の資格を認定するために一般社団法人日本官能評価学会 (Japanese Society for Sensory Evaluation: JSSE と略す) に附置する機関である。

第3条 (業務)

本委員会は下記の業務を行う。その審査結果に基づき、一般社団法人日本官能評価学会が、JSSE 官能評価士、JSSE 上級官能評価士及び JSSE 専門官能評価士の資格を発行する。なお、資格の発行に際しては、一般社団法人日本官能評価学会の理事会の議決を経るものとする。

1. JSSE 官能評価士、JSSE 上級官能評価士及び JSSE 専門官能評価士の認定試験を実施し、合否の判定を行う。認定試験の実施方法、合否の判定方法については、別に定める。

第4条 (役員)

本委員会には、次の役員を置く。

委員長 1名。

副委員長 2名。

委員 20名以内。

なお、委員長及び委員は、専門官能評価士の資格を有するものあるいはそれと同等の能力を有するものでなくてはならない。

第5条 (役員を選任)

委員長及び副委員長は、会長が会員の中から推薦し、総会で選任する。

委員は、委員長が会員の中から推薦し、理事会で選任する。

第6条 (役員任期)

役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第7条 (事務局)

本委員会の事務局は、当分の間、東京都新宿区に置く。

附 則

1. 本規程は、2011年4月1日から実施される。
2. この規程の変更は理事会の議決による。